

法律ニ正条ナキ者ハ  
何等ノ所為ト雖モ  
之ヲ罰スルコトヲ得ス

旧刑法第2条（『法令全書』より）



# 歴史の壺

法務史料展示室だより

第28号

「歴史の壺」では、法に関する歴史を中心に様々な視点で紹介していきます。みなさんも歴史のつぼにはまりましょう！

## 法務図書館の 書棚から

### 第13回『訴訟法原案 完』

前回・前々回は立法に関わったお雇い外国人ボアソナード、ロエスレルに関する史料を取り上げました。今回はもう一人、民事訴訟法の制定に関わったドイツ人ヘルマン・テヒョーについて、紹介することにしましょう。

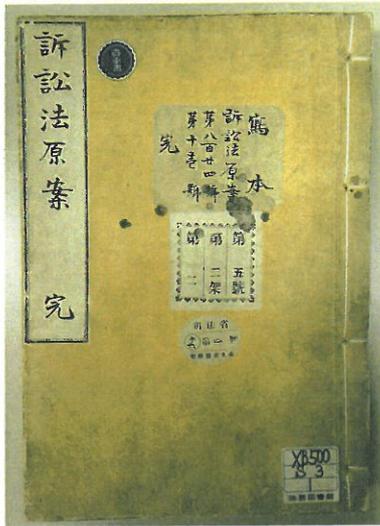
明治政府のもとで制定された最初の民事訴訟法は、明治6年(1873)7月17日の「訴答文例」(太政官第247号布告)でした。この法令は、原告が訴状を作成する際に用いる代書人に関する規定や(第2章「代書人ヲ用フル事」)、手附金売買違約の際の訴状や夫婦の離婚に関する訴状など、細かく具体的に訴状の書式を定め(第4章「訴状ノ書式ノ事」)、明治初期の民事訴訟のあり方を詳細に伝える重要なものです。

やがて、明治政府は他の法典と同様に、民事訴訟法の近代化も計画していきます。明治17年(1884)4月、司法省は、教育顧問として既に日本に滞在していたドイツ人ヘルマン・テヒョーに、近代的な「訴訟規則」(民事訴訟法)の起草を依頼しました。テヒョーは、明治18年(1885)2月に早くも草案を完成させ、修正を加えた上で、正式に司法省に提出しました。法務図書館が所蔵する『訴訟法原案 完』は、テヒョーが起草した最初の段階の草案と考えられています。

テヒョーの提出した草案は、高名な法曹であった玉野世履・三好退蔵を委員長とするそれぞれの訴訟規則取調委員会で審議を経た後、明治19年(1886)6月には司法大臣であった山田顕義に提出され、さらに司法省の法律取調委員会で審議が行われました。この段階で、明治憲法制定に影響を与えたドイツ人法律家アルバート・モッセが、新たな民事訴訟法草案を作ろうと試みましたが、完成には至らず、結局テヒョー案をもとにした草案が内閣総理大臣に提出され、元老院・枢密院の審議を経て、明治24年(1891)に施行されました。

その内容は8編805条に及ぶ壮大なもので、平成8年(1996)に施行された現在の民事訴訟法の原点になっています。なお、もともと教育顧問であったテヒョーは、文部省が推進した初等教育の充実等でも、日本社会の近代化に大きな足跡を残しました。

『訴訟法原案 完』表紙



\*「法務図書館の書棚から」では、法務図書館が所蔵する各種史料・図書のなかから毎回一点をとりあげて、様々な切り口で紹介いたします。

## 字引を ひもとく

### 為替：カワセ

為替は、現代でもよく使用される、金融機関を介しておこなわれる現金の輸送を伴わない隔地者間の債権・債務の決済方法です。その歴史は古く、中世においては送米の「為米」と送金の「為銭」に区別され、「カワシ」と訓じていました。江戸時代には、特に江戸・大坂間の取引において両替商を中心に為替決済が盛んにおこなわれ、今日の制度の原型が確立したといわれています。

